

施設及び居宅高齢者に対する栄養・食事サービスのマネジメントに関する研究会について

1. 目的

施設及び居宅高齢者の低栄養状態は、高齢者の介護状態に関与する問題であり、これらの低栄養状態の改善又は予防するためには、栄養・食事に関するサービスを提供する際に、アセスメントの適切な実施により、高齢者の栄養状態、嚥下機能及び脱水状況等の心身の状況を把握し、それに基づいたケア計画の策定が必要となる。

そのため、高齢者に対する栄養・食事サービスの標準化を行うために、施設及び居宅高齢者に対する栄養・食事サービスのマネジメント手法、ならびに、その体制を確立することを目的として「施設及び居宅高齢者に対する栄養・食事サービスのマネジメントに関する研究会」において検討を行うものである。

2. 研究会構成

石井 みどり (日本歯科医師会常務理事)

加藤 昌彦 (椛山女学園大学教授)

数間 恵子 (東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻教授)

木川田 典彌 (全国老人保健施設協会常務理事)

木下 毅 (日本療養病床協会会長)

木下 福子 (社会福祉法人翠燿会 特別養護老人ホーム グリーン・ヒル副施設長)

○杉山 みち子 (神奈川県立保健福祉大学教授)

鈴木 和子 (日本メディカル給食協会)

西村 秋生 (名古屋大学医学部助教授)

野中 博 (日本医師会常任理事)

星野 和子 (医療法人溪仁会 溪仁会グループ統括本部室長)

政安 静子 (日本栄養士会理事)

松田 朗 (厚生年金事業振興団常務理事)

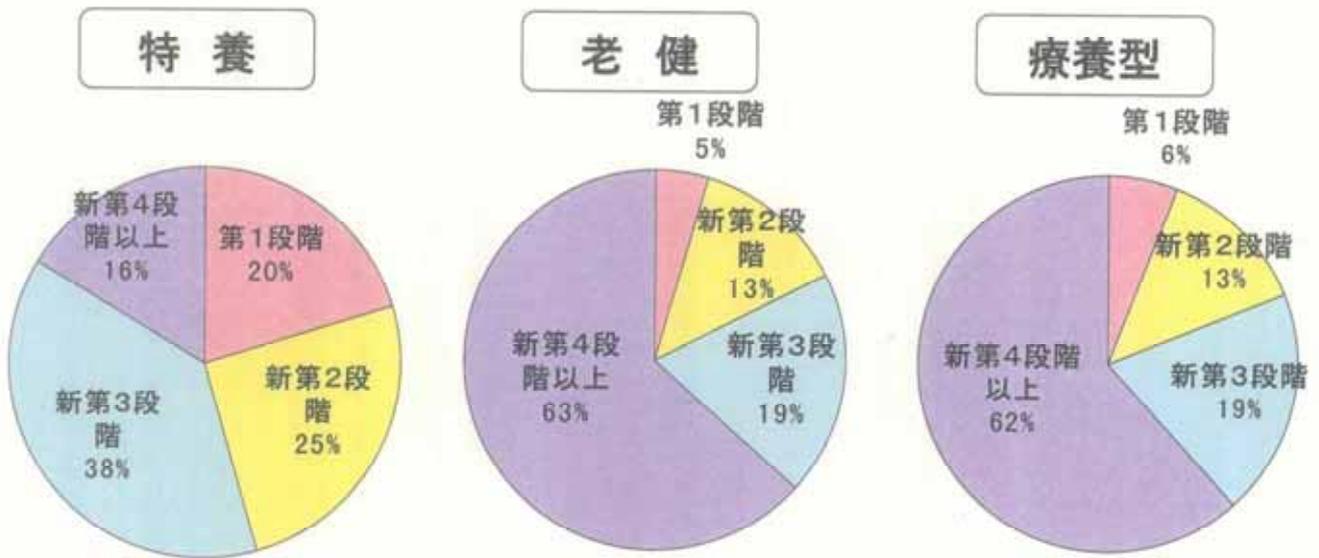
矢守 麻奈 (都立駒込病院リハビリテーション科)

(敬称略、五十音順、○:主任研究者)

3. 研究会の運営

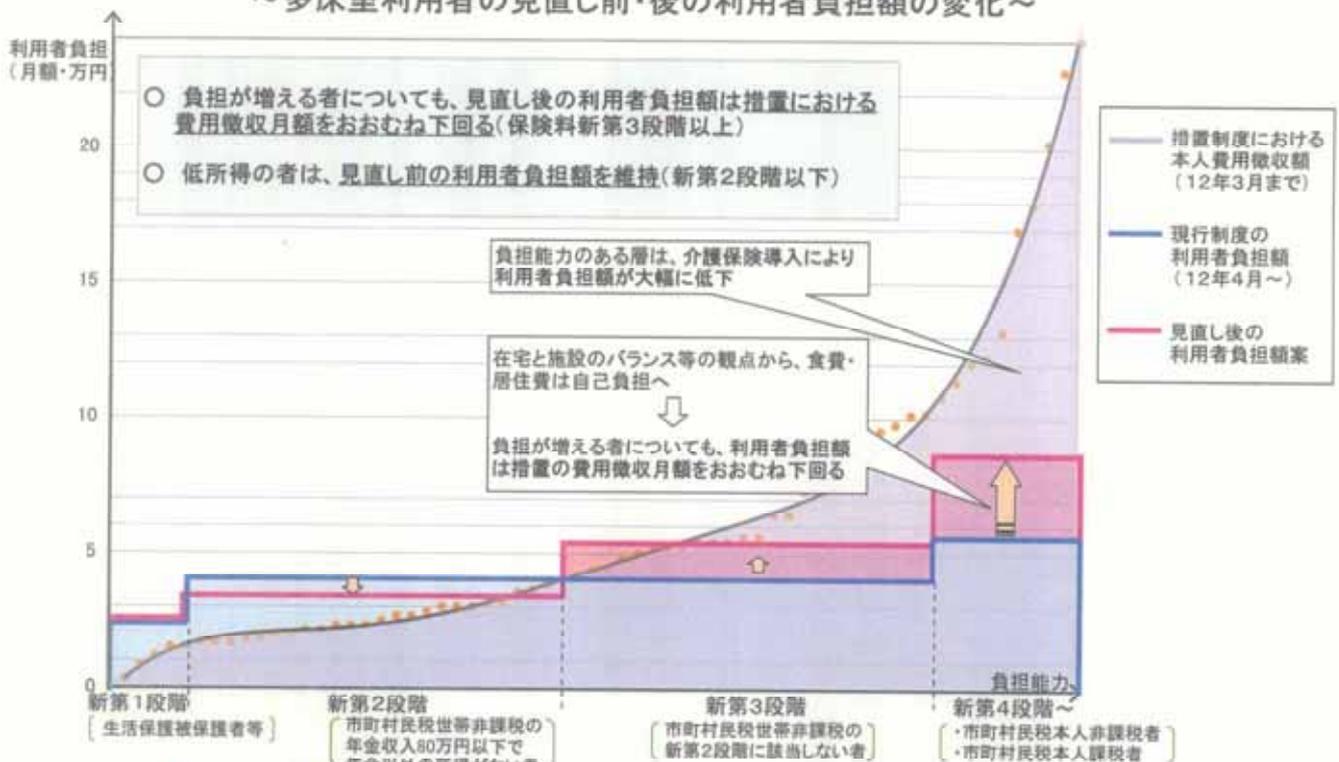
厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)として行う。

〔介護保険施設〕 保険料段階別入所（院）者割合



出典)「介護保険事業状況報告年報(平成14年度)」等に基づき
厚生労働省老健局において試算

介護保険施設の利用者負担額比較(多床室のケース) ～多床室利用者の見直し前・後の利用者負担額の変化～

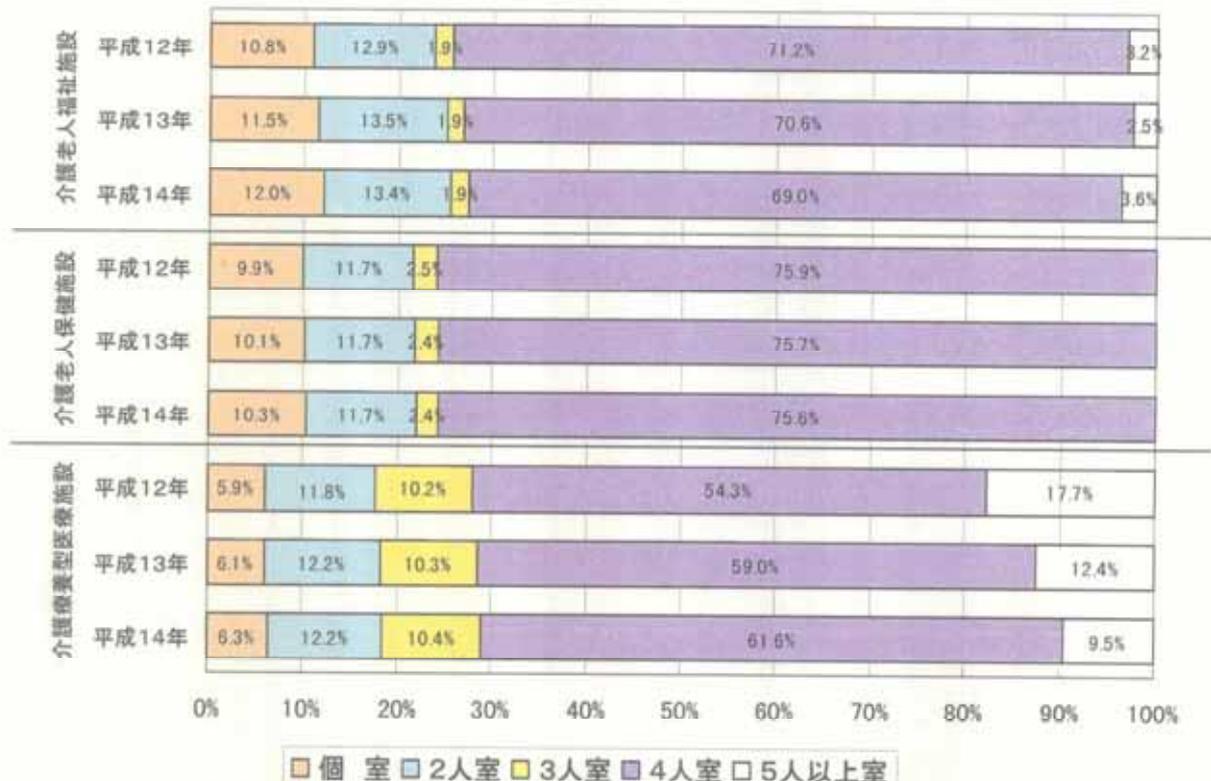


※ 図の●は、大津市による調査を基に、施設入所者の措置における本人負担額を示したものの保険料段階等の負担能力の分布も、同調査に基づく
※ 特別養護老人ホームの多床室についてイメージを作成したもの
※ 介護保険の利用者負担は1割負担、居住費、食費(標準負担額)

介護施設整備計画の考え方

	平成16年度	平成26年度
施設・居住系サービス利用者の割合 (要介護認定者数(要介護2～5)に対する比率)	41% (利用者数:87万人)	37%以下 (平成16年度よりも1割引き下げ) (利用者数:108万人)
多様な「住まい」の普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者単身世帯の増加 ・都市部の高齢化の急速な進行 ・高齢期の住み替えに対するニーズ 	多様な「住まい」の普及 →高齢者が安心して暮らせるよう、介護が付いている住まいを適切に普及
重度者への重点化 (入所施設利用者に対する要介護4、5の割合)	59%	70%以上
個室化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・3施設の個室割合 12% ・特養の個室割合 15% 	<ul style="list-style-type: none"> 50%以上 70%以上

施設の種別別にみた室定員別定員数割合



(注1) 各年10月1日現在。(介護サービス施設・事業所調査)

(注2) 各施設における各室の定員数は、それぞれの室の定員数に室数を乗じた数。また、「5人以上室」の定員数は、全体の定員数からその他の室の定員数の合計を減じた数。

3. 新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(＝地域密着型サービス)を創設する。

1: A市の住民のみが利用可能

- ・指定権限を市町村に移譲
- ・その市町村の住民のみがサービス利用可能



2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村(それをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、

- ・サービス基盤の整備が遅れているところでは、計画的な整備が可能に。
- ・過剰な整備は抑制される。

3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定(※)

(※)国が定める報酬の水準が上限

4: 公平・公正透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

地域密着型サービスに含まれるもの

- ① 小規模(定員30人未満)介護老人福祉施設
- ② 小規模(定員30人未満)で介護専用型の特定施設
- ③ 痴呆性高齢者グループホーム
- ④ 痴呆性高齢者専用デイサービス
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 地域夜間訪問介護

小規模多機能型居宅介護(仮称)のイメージ

基本的な考え方:「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援する。

